

# 「18歳の壁」対策法案【概要】

障害者及びその家族に対する福祉、教育等に係る支援に関する施策の総合的な推進に関する法律案

## 総則

### 目的

障害者が18歳に達し又は高校等を卒業した後は、児童福祉法ではなく障害者総合支援法が適用され、「放課後等デイサービス」が受けられなくなる等の影響が生じている（=いわゆる「18歳の壁」問題）

→ ①居場所の提供、②多様な学習・就労の機会確保、③家族の負担軽減などを図ることが喫緊の課題

障害者と家族が福祉、教育等に係る支援をシームレスに受けられるようにするための施策を総合的に推進し、障害者の生涯にわたる自立・社会参加の促進と、障害者と家族の生活の質の維持向上を図る

### 基本理念

- (1) 切れ目ない支援により様々な問題に対応し、障害者と家族の生活の質（QOL）の維持向上を図ること
- (2) 社会全体として取り組むべき課題として、関係者の相互の密接な連携の下に総合的に行うこと
- (3) 個々の障害者の特性に配慮するとともに、障害者と家族の実態を考慮し、その意向を尊重すること

### 責務等

国・地方公共団体の責務、政府による法制上・財政上の措置

## 基本的施策

### 障害者と家族に関する実態調査

「18歳の壁」による影響等を把握するため、福祉サービスの利用状況やニーズ、家族の就業状況、世帯の所得などの実態について、障害の種類・程度や年齢ごとに調査し、結果を公表（⇒調査結果に基づき施策・制度を見直す）

### 18歳以上の障害者や家族に対する支援

#### 居場所に関する支援

障害者と家族の需要に適切に対応するとともに、これを通じて、家族の負担の軽減を図るため

- ◆ 生活介護等の福祉サービスを利用できる時間帯の拡充などの居場所の提供の一層の充実
- ◆ 家族の休息（レスパイト）等を図るための障害者の居場所の確保に資する環境整備 等

#### 学習に関する支援

人生の段階に応じた多様な学習の機会を提供するため

- ◆ 特別支援学校の高等部の専攻科の設置の促進
- ◆ 専攻科での教育に係る経済的負担の軽減 等

#### 就労に関する支援

職業に従事することを通じて、自立・社会参加を促進するため

- ◆ 職業訓練の実施
- ◆ 就労の機会の確保
- ◆ 就労の定着のための支援 等

### 障害者である児童・生徒に対する支援

#### 障害者である児童・生徒の特性に応じた長期的視点に基づく教育の充実

- ◆ 「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」の適切な作成・活用の推進
- ◆ 教育課程、在学期間などの弾力的な取扱いの促進
- ◆ 対人関係に関する教育や消費者教育などの日常生活・社会生活における自立に必要な教育の推進 等

#### 教員の特別支援教育に関する資質の向上

- ◆ 特別支援教育に関する体系的研修の機会の確保
- ◆ 特別支援学校の教員免許状の取得の促進
- ◆ 特別支援教育、福祉等に関する科目の履修の促進 等

#### 学校において支援を行う者等の確保

- ◆ 特別支援教育支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置促進のための人材確保 等

### 障害者の生活における環境の整備

- ◆ 特別支援学校等の施設の有効活用の促進
- ◆ 障害者の移動支援に係る体制の拡充 等

### 施策の横断的な推進

- ◇ 障害者と家族に対する情報の提供、相談、助言
- ◇ 関係業務に従事する者への先進事例等の情報提供

- ◇ 関係機関・民間団体等の相互の有機的連携の確保、国・地方公共団体の担当部局相互間での情報共有の促進 等